

## 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三愛会が開設する養護老人ホームが外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）として要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための管理運営に関する必要事項を定めるものとする。

### (運営の方針)

第 2 条 事業所は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅及び介護予防サービス事業者」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定居宅及び介護予防サービス」という。）を適切かつ円滑に提供することにより、当該サービスを受ける入所者（以下「利用者」という。）が要介護者等になった場合でも、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、社会福祉法人 三愛会、指定居宅及び介護予防サービス事業者、その他関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 士別桜丘荘
- (2) 所在地 士別市東 1 1 条 4 丁目 3 0 2 9 番地 1 9

### (職員の職種及び職員数)

第 4 条 職員の職種及び職員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
- (2) 生活相談員 2 人

- (3) 介護職員 11人
- (4) 計画作成担当員 1人

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者又はその家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。
- (4) 計画作成担当員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入所定員及び居室数)

第6条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入所定員 100人
- (2) 居室数 個室 40室 2人居室 30室

(内容の説明及び契約の締結等)

第7条 事業所は、指定居宅及び介護予防サービスの提供開始に際してあらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業所と指定居宅及び介護予防サービス事業者の業務の分担内容、指定居宅及び介護予防サービス事業者の名称並びにサービスの種類、利用料の額及び改定方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅及び介護予防サービスの提供に関する契約を締結するものとする。

(指定居宅及び介護予防サービスの提供)

第8条 事業所は、特定施設サービス計画に基づき、指定居宅及び介護予防サービス事業者と、より適切かつ円滑に指定居宅及び介護予防サービスを提供する。

- 2 事業所は、指定居宅及び介護予防サービス事業者から指定居宅及び介護予防サービスを提供した場合は、提供した日時、時間及び具体的サービスの内容等を報告させる。

(指定居宅及び介護予防サービスの具体的な取扱い方針)

第 9 条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業者は、指定居宅及び介護予防サービスの提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等から求められたとき、そのサービス提供方法等について十分な説明を行う。
- 3 事業者は、自ら指定居宅及び介護予防サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 事業所は、指定居宅及び介護予防サービスの提供にあたっては、主治の医師等からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握する。
- 5 計画作成担当員は、前項の解決すべき課題を踏まえ、他の従業者と協議して、指定居宅及び介護予防サービスの目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービスの内容、サービス提供上の留意点並びにサービス提供の期間等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者及びその家族等に説明し、文書により同意を得る。
- 6 事業所は、作成した特定施設サービス計画を利用者へ交付する。
- 7 事業所は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 8 事業所の計画作成担当員は、他の特定施設従業者との連携を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画に基づく指定居宅及び介護予防サービスの提供の開始から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握する。
- 9 事業所の計画作成担当員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
- 10 事業所は、指定居宅及び介護予防サービスの提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。なお、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(相談及び援助)

第 10 条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(利用料)

第 11 条 事業所が指定居宅及び介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に不合理な差額が生じないものとする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 理美容代

(2) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが相当と認められる費用

4 前項までの利用料に係る指定居宅及び介護予防サービスの提供に当たって、利用者又はその家族等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第 12 条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、指定居宅及び介護予防サービスの内容及び費用を記した文書により説明及び同意を得るものとする。

(指定居宅及び介護予防サービス事業者の名称、所在地)

第 13 条 事業所が委託する指定居宅及び介護予防サービス事業者並びに事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護並びに指定介護予防訪問介護

事業者		事業所	
名称	所在地	名称	所在地
社会福祉法人 士別市社会福祉協議会	士別市東5条3丁目 1番地	士別市社協 ヘルパー ステーション	士別市東5条3丁目 1番地
有限会社 ユニバーサル企画	士別市東1条10丁 エステート110	ヘルパーサロン なな かまど	士別市東1条10丁 エステート110
有限会社 福音	士別市西4条8丁目 327-34	訪問介護 ほおずき	士別市西4条8丁目 327-34
合同会社コモウエル フェアサポート	士別市東5条11丁目 883-7	訪問介護サービス そよ風	士別市東5条11丁 目883-7

(2) 指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護

事業者		事業所	
名称	所在地	名称	所在地
士別市長	士別市東6条4丁目 1番地	士別市立病院	士別市東11条5丁目 3029番地1
特定非営利活動法人 介護サービスのぼぽん	士別市東6条6丁目 60番地	特定非営利活動法人 介護サービスのぼぽん	士別市東6条6丁目 60番地

(3) 指定通所介護並びに指定介護予防通所介護

事業者		事業所	
名称	所在地	名称	所在地
社会福祉法人三愛会	士別市東5条16丁目 3129番地	士別市桜丘デイサービス センター	士別市東11条4丁目 3029番地19

(4) 指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーション

事業者		事業所	
名称	所在地	名称	所在地
医療法人社団三愛会	名寄市西1条北5丁目 1番地19	老人保健施設ボヌール 士別通所リハビリテ ーション	士別市東5条16丁目 3129番地143

(5) 指定訪問リハビリテーション並びに指定介護予防訪問リハビリテーション

事業者		事業所	
名称	所在地	名称	所在地
医療法人社団三愛会	名寄市西1条北5丁目 1番地19	老人保健施設ボヌール 士別訪問リハビリテ ーション	士別市東5条16丁目 3129番地143

(居室の移動)

第14条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に指定居宅及び介護予防サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) 日照、採光などの環境がより適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

- (2) 現に利用している居室の設備等がより適切な当該サービス提供をするうえで支障があるとき
  - (3) より適切なサービスを提供するうえで他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
  - (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、指定居宅及び介護予防サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

- 第 15 条 前条第 1 項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければなりません。
- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、事業所の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知します。
  - 3 前条第 2 項の規程により事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室の移動に係る費用負担)

- 第 16 条 前条第 2 項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。
- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第 17 条 施設利用にあたって利用者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 喫煙は、事業所内の所定の場所に限るものとし、それ以外の場所は居室内を含み禁煙とする。
  - (2) 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努めるものとする。
  - (3) 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。
    - ア 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
    - イ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
    - ウ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
    - エ 指定した場所以外で火気を用いること。

オ 故意に事業所又は事業所内の備品等に損害を与え、又は備品等を外に持ち出すこと。

(指定居宅及び介護予防サービス提供の中止)

第 18 条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、当該利用者の市町村に通知し、所定の手続きにより指定居宅及び介護予防サービス提供の中止等の措置を行うことができる。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者との家族等との連携)

第 19 条 事業所は、常に利用者との家族等との連携を図るとともに、利用者との家族等との交流の機会を確保する。

(緊急時の対応)

第 20 条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族等に連絡するなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業所は、利用者に対する指定居宅及び介護予防サービスの提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

(非常災害対策)

第 22 条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って年 2 回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

(勤務体制等)

第 23 条 利用者に対して適切な指定居宅及び介護予防サービスを提供できるよう職員の勤務体制を定める。

2 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(協力病院等)

第 24 条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。

(掲示)

第 25 条 特定施設内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第 26 条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所の職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさぬよう雇用契約に明記するなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定居宅及び介護予防サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 27 条 サービスに関する利用者及び家族等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村が行う文書の提出又は提示の求め、又は市町村職員からの質問又は照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第 28 条 運営に当たって、地域住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録と整理)

第 29 条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定居宅及び介護予防サービス提供に関する次の事項に掲げる



諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 指定居宅及び介護予防サービス事業者等からの報告に係る内容の記録
- (3) 指定居宅及び介護予防サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
- (4) 市町村への通知に関する事項の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(その他)

第30条 介護保険居宅サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人三愛会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、一部修正して平成27年4月1日から施行する。

この規程は、一部修正して平成27年8月1日から施行する。